

令和元年3月12日  
(第1回定例会)

# 美瑛町議会議案 (追加)

議 案 目 次

議案第29号 令和元年度美瑛町一般会計補正予算(第8号)について --- 91~ 97

議案第29号

令和元年度 美瑛町一般会計補正予算（第8号）について

令和元年度美瑛町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,449,300千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和2年3月12日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地方交付税		4,670,657	1,576	4,672,233
	1 地方交付税	4,670,657	1,576	4,672,233
14 道支出金		2,205,409	114,024	2,319,433
	2 道補助金	1,931,468	114,024	2,045,492
16 寄附金		91,225	10,000	101,225
	1 寄附金	91,225	10,000	101,225
歳 入 合 計		11,323,700	125,600	11,449,300

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,777,967	240	1,778,207
	1 総務管理費	1,719,467	240	1,719,707
6 農林水産業費		2,094,269	114,060	2,208,329
	1 農業費	1,799,056	114,060	1,913,116
7 商工費		605,561	1,300	606,861
	1 商工費	468,509	1,300	469,809
12 諸支出金		644,075	10,000	654,075
	1 普通財産取得費	142,214	10,000	152,214
歳 出 合 計		11,323,700	125,600	11,449,300

## 第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
6. 農林水産業費	1. 農業費	強い農業づくり交付金事業	113,915
合 計			113,915

## 第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
令和元年度緊急経営支援対策特別融資貸付金により中小企業が金融機関から借入れする貸付金の利子補給	自 令和2年度 至 令和9年度	利子補給 3,600千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
9		地方交付税	4,670,657	1,576	4,672,233
	1	地方交付税	4,670,657	1,576	4,672,233
		1	地方交付税	4,670,657	1,576
14		道支出金	2,205,409	114,024	2,319,433
	2	道補助金	1,931,468	114,024	2,045,492
		4	農林水産業費補助金	1,831,116	114,024
16		寄附金	91,225	10,000	101,225
	1	寄附金	91,225	10,000	101,225
		1	寄附金	91,225	10,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	1,576	1 特別交付税	
1 農業費補助 金	114,024	1 環境保全型農業直接支払交付金 2 強い農業づくり交付金	109 113,915
1 寄 附 金	10,000	1 寄附金	

## (歳出)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		総務費	1,777,967	240	1,778,207		240
	1	総務管理費	1,719,467	240	1,719,707		240
		12	諸 費	113,222	240	113,462	
6		農林水産業費	2,094,269	114,060	2,208,329	114,024	36
	1	農業費	1,799,056	114,060	1,913,116	114,024	36
		2	農業振興費	1,735,429	114,060	1,849,489	道支出金 114,024
7		商工費	605,561	1,300	606,861		1,300
	1	商工費	468,509	1,300	469,809		1,300
		2	商工業振興費	157,525	1,300	158,825	
12		諸支出金	644,075	10,000	654,075	10,000	
	1	普通財産取得費	142,214	10,000	152,214	10,000	
		8	丘のまちび えいまちづ くり基金費	89,224	10,000	99,224	寄附金 10,000

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
23 償還金利子 及び割引料	240	1 みんなで歩むまちづくり (1) 過年度歳入過誤納還付金 23 償還金利子及び割引料 (補)	240 240 (240)
19 負担金補助 及び交付金	114,060	1 足腰の強い産業づくり (1) 環境保全型農業直接支払交付金 19 交付金 (補) (2) 強い農業づくり交付金事業 19 補助金 (事)	114,060 145 (145) 113,915 (113,915)
19 負担金補助 及び交付金	1,300	1 足腰の強い産業づくり (1) 緊急経営支援対策特別融資貸付金 19 補助金 (補)	1,300 1,300 (1,300)
25 積立金	10,000	1 みんなで歩むまちづくり (1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 25 積立金 (積)	10,000 10,000 (10,000)

令和2年3月19日

美瑛町議会議長 佐藤晴観 様

美瑛町議会総務文教常任委員会  
委員長 大坪正明

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、美瑛町議会会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号	件名	審査の結果
議案第1号	美瑛町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について	原案可決

令和2年3月19日

美瑛町議会議長 佐藤晴観 様

令和2年度美瑛町議会予算審査特別委員会

委員長 大坪正明

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、美瑛町議会会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号	件名	審査の結果
議案第17号	令和2年度美瑛町一般会計予算について	原案可決
議案第18号	令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計予算について	原案可決
議案第19号	令和2年度美瑛町農業研修施設事業特別会計予算について	原案可決
議案第20号	令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計予算について	原案可決
議案第21号	令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計予算について	原案可決
議案第22号	令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計予算について	原案可決
議案第23号	令和2年度美瑛町水道事業会計予算について	原案可決
議案第24号	令和2年度美瑛町立病院事業会計予算について	原案可決

発議第1号

美瑛町議会委員会条例の一部改正について

美瑛町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び美瑛町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年3月19日

提出者 議員 桑 谷 覺  
賛成者 議員 大 坪 正 明  
賛成者 議員 野 村 祐 司

提案理由

機構改革に伴い、常任委員会が所管する課を改正するため、美瑛町議会委員会条例の一部を改正するものである。

美瑛町議会委員会条例の一部を改正する条例

美瑛町議会委員会条例（昭和62年美瑛町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「政策調整課」を「まちづくり推進課」に改め、同条第2号ア中「経済文化振興課」を「商工観光交流課」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 文化スポーツ課の所管に関すること。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

発議第2号

「民族共生の未来を切り開く」決議について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年3月19日

提出者	議員	大坪	正明
賛成者	議員	桑谷	覺
賛成者	議員	野村	祐司

提案理由

北海道には弥生時代がなく、13世紀ぐらいまで縄文・擦文（さつもん）時代が続き、蝦夷地のアイヌの人々は、狩猟や漁労により独自の文化を形成していた。

2019年4月には、アイヌ新法が成立し、アイヌ民族が先住民族であると初めて明記された。

このようなことから、ウポポイが開設されるこの機会に、民族共生社会を作り上げていくという決意を表明するものである。

別紙

「民族共生の未来を切り開く」決議

アイヌ文化の復興・発展の拠点としてウポポイ（民族共生象徴空間）が北海道白老町ポロト湖畔に、4月24日誕生する。

先住民族アイヌを主題とした日本初の「国立アイヌ民族博物館」と「国立民族共生公園」等からなるこの施設は、国では年間来場者100万人の目標を掲げ、道内においては官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取り組みや食・観光等の地域の多様な魅力とつなげることにより、国内外への総合的な情報発信の強化となり、国民理解の促進が大きく期待される。

また、北海道を訪れる観光客の更なる増加は、新たな産業の創出・既存産業の活性化など相乗効果も期待されるところである。

よって、美瑛町議会は、ウポポイ開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が図られ、北海道が魅力ある大地であり続けるため、「民族共生の未来を切り開く」決意をここに表明する。

令和2年3月19日

美瑛町議会

## 意見書案第1号

### 「地域医療構想」における公立・公的医療機関の再編統合に関する意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和2年3月19日

提出者 議員 青田 知史  
賛成者 議員 保田 仁  
賛成者 議員 坂田 美香

### 「地域医療構想」における公立・公的医療機関の再編統合に関する意見書

厚生労働省は昨年9月26日、全国の公立・公的医療機関の4分の1超にあたる424の医療機関の再編・統合が特に必要だとして公表し、本年9月までに地域医療構想調整会議で検討し、結論を出すよう求めた。公表された424病院のうち54病院が北海道内の施設であり、都道府県の中で最多である。公表によって「地域から病院がなくなるのではないか」という不安の声が全国各地で広がっていることは、重大な事態である。

また、昨年10月1日に開催された全国市長会の地域医療確保対策会議や同日4日に開催された全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方3団体と厚生労働省、総務省による「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」においても、地方公共団体の立場から「公表は地域医療構想調整会議の議論を経て行うべきだった」「公表したリストを撤回すべき」「地域により公立・公的医療機関の果たす役割は異なることから、全国一律のデータだけで再編統合を推進することは適切ではなく、地域住民の不信を招いている」などの意見が出されており、国においては、こうした意見を真摯に受け止めるべきである。

人口減少が進む中、地方創生に取り組む地域にとって、医療は欠くことのできない社会基盤である。厚生労働省は公表した公立・公的医療機関について、「診療実績が特に少ない」「診察機能が類似している医療機関が隣接している」と分析しているが、医師不足等で地域から医療機関が減少している状態を無視

した機械的、一律的なやり方と言わざるを得ない。特に、北海道は広大な面積という地理的条件、冬期間の積雪・寒冷といった気象条件に加え、JRをはじめとした公共交通機関の路線廃止などにより通院の足が奪われるなど、医療過疎が深刻な地域である。

よって、国においては、再編・統合の議論が必要な公立・公的医療機関として公表した病院リストを撤回した上で、地方自治体など地域の意向を尊重しながら、今後の地域医療構想を検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月19日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
厚生労働大臣 殿  
総務大臣 殿  
財務大臣 殿



意見書案第2号

令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）の撤回と幌延深地層  
研究センターの廃止を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和2年3月19日

提出者	議員	保田	仁
賛成者	議員	高田	紀子
賛成者	議員	山本	賢一

令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）の撤回と幌延深地層  
研究センターの廃止を求める意見書

日本原子力研究開発機構は昨年8月2日に「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」を北海道と幌延町に提出し、令和2年度以降は第3期及び第4期中長期目標期間である令和3年度から令和10年度までを目途に、深地層での地層処分技術の確立に向けた研究を進めることを申し入れた。

同機構の提案は、研究計画期間の延長と言いながら、これまでの協定や合意からみても看過できない内容が含まれている。

第1に、地層処分技術の確立が確認できない場合の埋め戻し工程を示すと明記されておらず、事実上研究終了期限を示さないものとなっている。このことは、深地層研究計画スタート時に、研究計画期間およそ20年としてきた道民との合意を全面的にほごにするものである。

第2に、高レベル放射性廃棄物の放射能レベルが、天然ウラン鉱石の水準まで低下するには数万年から10万年もの長期間を要するとされており、その安全な処理・処分技術は国際的にも確立されていない。また、日本には地層処分に適した堅固で安定した地層や岩盤はないとする地質関係の有識者の見解や、一連の地震活動の知見が全く考慮されていない。

第3に、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的工程として示すとしているが、同機構の東濃地科学センターは昨年4月に瑞浪超深地層研究所を埋め戻すことなどを含む今年度の事業計画を決

定し、同年 8 月には埋め戻し工程を公表している。こうした状況では、地層処分の研究を進める唯一の施設となる幌延深地層研究センターが核のごみ処分場の最有力候補地に絞られる可能性がある。

したがって、幌延深地層研究センターの廃止時期も示さない今回の研究計画期間の延長の提案は、あまりに無謀である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

## 記

- 1 日本原子力研究開発機構に対し、今回の「令和 2 年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の撤回を含めた検討を行うよう直ちに指導すること。
- 2 同機構に対し、研究計画期間をおよそ 20 年間とするスタート時点での約束を守り、速やかに幌延深地層研究センターの廃止を決断し、閉鎖・撤去するよう、指導するなど必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 3 月 19 日

美瑛町議会議長 佐藤 晴 観

内閣総理大臣 殿  
経済産業大臣 殿

令和2年3月19日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

総務文教常任委員会委員長 大坪正明

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 調査事項  | (1) 総務課の所管に関する事<br>(2) 政策調整課の所管に関する事<br>(3) 税務課の所管に関する事<br>(4) 住民生活課の所管に関する事<br>(5) 保健福祉課の所管に関する事<br>(6) 教育委員会の所管に関する事<br>(7) 選挙管理委員会の所管に関する事<br>(8) 監査委員の所管に関する事<br>(9) 病院事業に関する事<br>(10) 総務文教に関する事<br>(11) 他の常任委員会に属さない事務 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。  |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣   |
| 4 調査期間  | 令和2年3月定例議会から次期定例議会まで  |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外  |

令和2年3月19日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

産業経済常任委員会委員長 野村祐司

### 所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

### 記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 調査事項  | (1) 経済文化振興課の所管に関する事。<br>(2) 農林課の所管に関する事。<br>(3) 建設水道課の所管に関する事。<br>(4) 農業委員会の所管に関する事。<br>(5) 産業経済に関する事。 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。   |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣  |
| 4 調査期間  | 令和2年3月定例議会から次期定例議会まで   |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外   |

令和2年3月19日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

議会運営委員会委員長 桑谷 覺

### 所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第3項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条第2項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

### 記

- 1 調査事項 (1) 議会の運営等に関する事項  
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等  
(3) 議長の諮問に関する事項  
(4) 専決処分の委任に関する事項
- 2 調査目的 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。
- 3 調査方法 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣
- 4 調査期間 令和2年3月定例議会から次期定例議会まで
- 5 委員派遣先 町内・道内・道外